

Tax Analysis

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2017年3月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

複数の政府部門が共同奨励を実施、税関高級認証企業資格の価値が更に高まる

中国国家発展改革委員会、中国人民銀行、税関総署等を含む40の政府部門が2016年10月に「税関高級認証企業に対する共同奨励実施の協力に関する覚書」(以下「覚書」)を公布した。これは、輸出入分野における信用システムの構築が成熟しつつあることの表れであり、税関高級認証企業は複数の政府部門からより多くの優遇措置を受けられることが予想される。

(1) 背景

中国税関は1980年代末から輸出入企業に対する分類管理の実施を開始しており、経済の発展状況と企業の需要に伴い、その管理体制を改善し続けてきた。2014年12月1日より税関は新しい「企業信用管理暫定弁法」(税関総署令第225号)を実施し、国際ルールへの対応として、企業の信用とコンプライアンス遵守状況に基づき、輸出入企業を認証企業(高級認証企業と一般認証企業を含む)、一般信用企業、信用喪失企業の3種に認定し、「信用が高く法律を遵守する企業に利便性を与え、信用を喪失し法律に違反する企業に懲罰を与える」原則に基づき、相応の管理措置をそれぞれ適用する。このうち高級認証企業とは、中国税関が其他国家あるいは地区の税関と相互認証を行い、認証を受けた経営者(Authorized Economic Operator: 以下「AEO」)である。

社会信用システムの構築を推進するため、中国は社会信用システムの構築に関する計画綱要と指導意見を相次いで公布しており、共同で信用の遵守に対する奨励制度および信用の喪失に対する懲罰制度を確立する方針を明確に打ち出している。これを受けて税務機関、税関等における各行政管理部門は積極的に動き、奨励あるいは懲罰措置の共同実施に関する覚書を締結することで、各政府部門による措置の適用範囲を発布元である政府部門の管轄範囲から国の経済・社会全体に広げた。今回締結された覚書を含め、現時点で国家関連部門はすでに合計3つの分野における共同奨励措置と8つの分野における共同懲罰措置に関する覚書が締結されており、今後も引き続き10以上の覚書が締結される予定である。

(2) 覚書とその影響

1) 共同奨励措置

近年の中国における社会信用システムの構築および税関による通関監督管理改革の加速に伴い、覚書は一連の共同奨励措置を通じ、税関高級認証企業資格の価値を高め、「信用を守る企業を奨励する」原則を体現している。

覚書によれば、税関高級認証企業には40の政府部門から計19種49項目の奨励措置が与えられる。税関以外の政府部門から与えられる奨励措置の抜粋は次頁表のとおりである。

奨励措置	実施部門
<ul style="list-style-type: none"> ■ “容缺受理”（提出書類に不備がある場合、期限内提出を保証する書面承諾を得て、先行して受理し、手続を進めること）を可能とする“绿色通道”（審査・許可に関する特別優遇ルート）の実施 ■ 特別建設基金プロジェクトの申請を優先的に受理する ■ 電子直接取引において、優先的に選定する ■ 融資面でのコストダウン ■ 域外債券発行届出手続の加速 ■ 政府投資プロジェクトにおける入札募集に関する輸出入証明手続の簡素化 ■ 重大プロジェクトに対する査察や抜き取り検査の比率引下げ 	国家発展改革委員会
<ul style="list-style-type: none"> ■ 加工貿易企業の生産能力に関する証明等の手続を優先的にを行い、手続所要時間を短縮する 	商務部
<ul style="list-style-type: none"> ■ 銀行や金融会社による融資の与信判断における重要な参考条件とする ■ 優良信用記録として金融信用情報基礎データベースに登録する 	中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会
<ul style="list-style-type: none"> ■ 証券会社、基金管理会社、先物取引および保険会社が設立、変更等の業務行為を行う際の企業信用情報として重要な参考とする ■ 保険仲介機構の設立に利便化措置を与える 	中国証券監督管理委員会、中国保険監督管理委員会
<ul style="list-style-type: none"> ■ 優先的に財政資金プロジェクトに選定する 	財政部
<ul style="list-style-type: none"> ■ 増値税発票用紙の購入に関する取扱いは、納税信用ランク A 級納税者に適用される手続に準拠する ■ 税務手続に関する“绿色通道”（審査・許可に関する特別優遇ルート）の提供 ■ 輸出税還付（免除）企業分類管理上の I 類企業として取り扱う ■ 増値税一般納税者に対して、増値税発票の認証を廃止する 	国家税務総局
<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場監督管理のための抜き取り検査の比率を引き下げる 	国家工商行政管理総局
<ul style="list-style-type: none"> ■ 品質安全検査および検疫のための入出国検査について、低い検査率を適用する ■ CCC（China Compulsory Certification: 中国強制製品認証）認証免除等の手続を優先的にを行う 	国家質量監督検験検疫総局
<ul style="list-style-type: none"> ■ 優先的に貿易投資利便化改革の対象とする 	国家外貨管理局

2) 情報共有および共同奨励の実施方法

国家発展改革委員会は全国信用情報共有プラットフォームをベースとして、共同奨励実施のための新システムを立ち上げる。税関総署は当該新システムを通じて、覚書を締結した各政府部門に対して、税関高級認証企業リストや企業の関連情報の共有、および関連規定に基づき動向の更新を行う。また、公示システムを通じて関連の情報を社会に公表する。各政府部門は当該新システムを通じて、共同奨励措置の執行状況あるいは執行サポートの状況を国家発展改革委員会と税関総署に定期的にフィードバックする。

3) モニタリング

税関総署は輸出入活動における企業のコンプライアンス遵守状況をモニタリングする。その他の関連政府部門は全国信用情報共有プラットフォームを通じて企業のコンプライアンス違反行為と信用喪失行為を国家発展改革委員会および税関総署にフィードバックし、当該企業への共同奨励措置の適用停止を求めることができる。全国信用情報共有プラットフォームにおいて、税関高級認証企業とその他分野の信用喪失企業との照合確認が行われ、いずれの分野においても信用喪失企業にリストアップされていない税関高級認証企業のみ共同奨励措置の適用対象となる。

4) 通関におけるサポート措置

覚書において、税関高級認証企業が通関において与えられる具体的な利便化措置も明確にされている（詳細については、下記を参照のこと）。このうち、合算課税、原産地自主表示等の措置は今回新たに増加したものである。

- 輸出入貨物の品目分類、関税評価、原産国あるいはその他税関手続の完了に先行して、通関手続を進める
- 低い輸出入貨物検査率を適用する
- 輸出入貨物に対する証ひょう書類審査の簡素化
- 輸出入貨物に対する通関手続の優先処理
- “協調員”（当該企業を専門に担当する税関職員）を設ける

- 加工貿易企業に対する銀行保証金台帳制度を廃止する
- “合算課税”¹管理措置を適用する
- 国際協定規定に基づき、原産地の自主表示措置を適用する
- AEO 相互承認について中国と合意したその他の国家・地区の税関から通関の利便化措置が与えられる
- 税関から与えられるその他の利便化管理措置

中国税関と EU、韓国、シンガポール、香港の税関との AEO 相互承認取決めの実施後、税関高級認証企業は相手国・地区の税関において貨物検査を受ける確率が 50%以上低減し、平均通関速度が 30%以上向上することが期待できる。「信用を守る企業を奨励する」政策のボーナスは、国内から海外まで、グローバルなサプライチェーン全体をカバーすることが見込まれる。

5) 政府部門をまたぐ信用管理

社会信用システム構築の推進に伴い、関連の政府部門は続々と企業分類に基づく信用管理を開始あるいは既に実施している。輸出入にかかわる部門を例に挙げると、税関、検閲検疫局、税務局、外貨管理局、工商局等は既に企業に対する信用管理を実施している。具体的には下表のとおりである。

	税関	検閲検疫	納税信用管理	輸出税還付(免除)	外貨管理	工商
最恵待遇	高級認証企業	AA	A	I 類	A	A
利便化管理	一般認証企業	A		II 類		
通常管理	一般信用企業	B	B	III 類	B	B
重点管理	信用喪失企業	C	C	IV 類	C	C
		D	D			D

各政府部門間の企業に対する信用管理の相互融合、影響はますます明らかである。例えば、貿易企業が税務局にて輸出税還付(免除) 手続を行う際、税関の信用管理ランクが高級認証企業あるいは一般認証企業のみ輸出税還付(免除) 管理上の I 類企業とされ、税関における信用喪失企業はこの時、輸出税還付(免除) 管理上の IV 類企業とされる。そのため、企業が最大の利便措置を受け、総合的な権益の最大化を実現するためには、自身の各政府部門による信用管理ランクに細心の注意を払い、総合的な信用を引き上げていく必要がある。

(3) デロイトのコメント

税関による新しい企業信用管理弁法の実施後、税関高級認証企業は具体的にどのような利便措置を受けられるかについて、多くの企業が関心を寄せた。今回締結された覚書は 40 に及ぶ政府部門が参与しており、税関、検閲検疫、税務、金融、環境保護など 30 余りの重点分野に及ぶ奨励措置を打ち出していることから、社会的規範を示す意味では高い効果を得ている。今回の奨励における 49 項目の具体的な措置は、各政府部門による管理の要にかかわる内容であり、経済的な価値あるいは社会的な効果を税関高級認証企業にもたらすことが期待される。社会的信用の時代において、コンプライアンス遵守状況が良好で信用の高い企業はより多くの利便を与えられ、違法と信用喪失行為のある企業はより多くのコストを負うことになるため、各政府部門における信用ランクの向上は企業にとってますます重要で切実となる。輸出入企業には、下記のとおりアドバイスをする。

1) 制度を整備し、税関高級認証企業資格の取得を目指すこと

税関高級認証企業となることは、共同奨励措置の適用を受けるための前提条件である。2014 年の税関総署令第 225 号および関連の規定に基づき、内部統制、債務償還能力、法令遵守、貿易安全等の面でいずれも「税関認証企業基準(高級認証)」の要求に合致するか否かについて確認した上で、高級認証企業資格の申請を行うことを推奨する。

2) 自主検査を行い、自身の信用持続を確保する

各政府部門に認定された信用状況は永続的なものではなく、それを維持するためのメンテナンスと定期的な検査を行う必要がある。税関は輸出入企業の信用状況に対して動向管理を実施し、コンプライアンス違反があった場合、すぐに信用レベルは引き下げられる。行政処罰に至った場合、以降の 5 年に渡りその情報は社会に公示される。税関

¹ “合算課税”とは、企業が輸出入貨物の通関に際し、商業銀行発行の保証状をもって、“通関申告書ごとに納税”ではなく、納税額を月次で合算し、計算徴収することを指す。

は高級認証企業に対して3年ごとに、一般認証企業に対して不定期的に再認証を行う。そのため、企業は定期的に自主検査を行うことで適時に問題点を特定し、未然に防ぐ必要がある。

3) 問題点を解決し、信用修復を行う

企業に問題が発生し、信用レベルを引き下げられた場合、問題を正視しその原因を分析し上で、実行可能な改善策を制定し、内部統制とプロセスの改善、および問題点を解決し、その上で関連部門と積極的にコミュニケーションを図り、信用ランク申請条件の早期達成を目指す。

4) システムを導入し、信用管理に関し監督する

システムの導入によって企業自身の財務、業務状況の監視・管理を強化し、科学技術によりミスが発生するリスクを有効に低減する。例えばシステムを利用した輸出入業務の電子化によって、通関品目分類の正確性や通関書類レビューの効率を高め、データ分析の強化を通じて問題点とリスクの早期発見を図る。「企業の生産経営と輸出入活動を事実どおりに、正確に、完全に、有効に記録する情報システムを有しており、輸出入活動の主な段階における財務・輸出入業務内容に対する検索と追跡を当該システム上で実現できること」は、税関高級認証企業の認証基準の一つとして明確にされている。

5) 専門機関にサポートを求め、信用ランクを上げる

2014年の税関総署令第225号により、税関あるいは企業は法定の資格を有する仲介機関に企業の認証を委託することができ、認証結果は企業の信用状況を判断する際の参考依拠とすることができる。規定についてはさらなる具体化が待たれるが、弊所は豊富な実務経験を有しており、以下のようなサポートを提供することができる。

- 企業が目指している信用ランクと企業の現状を踏まえ、内部統制、財務状況、法令遵守状況、貿易コンプライアンスについて全面的な評価を行い、現状と目標の差について分析する
- 企業の信用ランク評価についてテクニカル面でのサポートを提供し、現状改善等についてサポートする
- より高い信用ランクの認証、または再認証についてのサポートを行う
- 評価の過程において潜在的な過去のコンプライアンスリスクが発見された場合、企業と税関のコミュニケーションや自主開示についてサポートを行う

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 kitaya@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士 法人を含むがこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.